

行政立ち入り検査時のチェックポイント ～マニフェスト編～

「環境汚染防止」、「産業廃棄物の処理の流れの明確化」等を目的に、1990年からマニフェスト制度が開始され、今年で24年目になります。また、1998年から電子マニフェスト制度が導入され、インターネット上からマニフェストの処理をすることが可能になりました。電子マニフェストの普及率は、平成22年段階で23%と、まだまだ紙マニフェストが主流となっており、その記入・管理方法は、廃棄物処理法で細かく規定されています。

今回は、行政立ち入り検査時のチェックポイント第2部ということで、紙マニフェストの記載方法について解説致します。

チェックポイント 法定記載事項 ～A票(排出事業者記載)～

排出事業者がマニフェストに記載する事項は、廃棄物処理法第12条の3第1項において次の13項目とされています。

番号	記載事項	解説
1	マニフェストの交付年月日及び交付番号	全国産業廃棄物処理連合会(全廃連)が発行するマニフェストには、予め交付番号が記載されているので、新たに追加する必要はありません。
2	排出事業者の氏名又は名称及び住所	「氏名又は名称」には商号を、住所には本店所在地を記載します。双方、登記事項全部証明書に記載されています。
3	産業廃棄物を排出した事業場の名称及び住所	実際に産業廃棄物を排出した事務所や工場の名称と住所を記載します。
4	マニフェスト交付担当者の氏名	実際にマニフェストを発行した従業員の氏名を記載します。交付担当者の押印は義務ではありませんが、押印することが望まれます。
5	産業廃棄物の種類	建設混合廃棄物やシュレッダーダスト等、複数の産業廃棄物が一体不可分になっているものは記載方法が異なります。
6	産業廃棄物の数量	単位は限定されていないので、重量・体積・個数等、排出事業者が分かる単位で記載します。(例)ドラム缶1本、8立米コンテナ1台、50kg等
7	産業廃棄物の荷姿	バラ・ドラム缶・フレコンバッグ等、具体的な荷姿を記載します。
8	当該産業廃棄物に係る最終処分を行う場所の所在地	全廃連が発行するマニフェストの場合は、「委託契約書記載のとおり」にチェックを付けます。
9	運搬を受託した者の氏名又は名称及び住所	収集運搬業者の名称及び住所を記載します。
10	運搬先の事業場の名称及び住所	実際に処分を行う業者の事業場の名称と住所を記載します。
11	処分を受託した者の氏名又は名称及び住所	処分業者の名称及び住所を記載します。
12	運搬を受託した者が産業廃棄物の積替又は保管を行う場合には、その積替又は保管を行う場所の所在地	収集運搬業者が積替又は保管を行う場合に記載します。
13	石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその数量	石綿含有産業廃棄物が含まれる場合、数量を備考欄に記載します。

<注意> 間違え易いポイント

<産業廃棄物の数量>

産業廃棄物の数量は、マニフェスト交付時点で記載することが義務付けられており、B2票以下を参照に後で記載することは「管理票記載義務違反」となり、6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる可能性があります。

記載する数量は厳密なものではなく、概ね合致すれば良いとされています。

<住所と所在地>

処理業者の「住所」とは、産業廃棄物処理業許可証に記載の住所のことで、「所在地」とは、実際に処分施設が設置してある場所の地番を指します。

【参考】

産業廃棄物管理票制度の運用について 環境省
<http://www.jwnet.or.jp/qa/pdf/k033.pdf>

※本記事の内容は、弊社独自の見解を含んでいます。詳しくは管轄の自治体にご確認ください。

発行:株式会社浜田 CSR担当 今井浩人 TEL:072-686-3500